

第2節

欧州

1. マクロ経済動向

(1) ユーロ圏経済

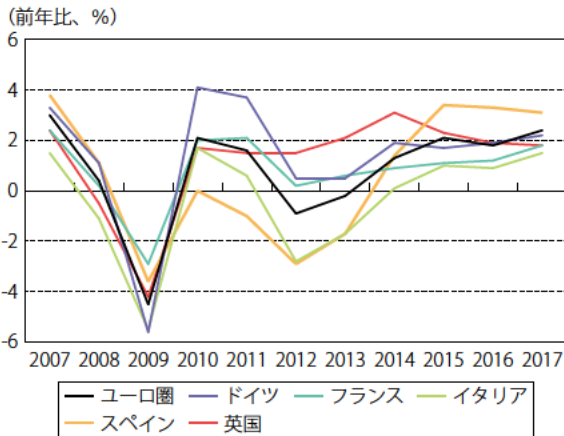
① マクロ経済概況

ユーロ圏においては、欧州債務危機後、ドイツやフランスの経済回復が進む一方で、南欧の経済回復が遅れていたが、欧州中央銀行（ECB）による金融緩和策と外需に支えられ、2014年以降は、イタリアやスペインにおいても回復基調が続いている。2017年に関しては、好調な内需と世界経済を背景に堅調に拡大し、イタリアを含めて主要国の実質 GDP 成長率は軒並み1%を上回る水準に至った（第 I-2-2-1 図）。ユー

ロ圏全体では、通年で2.4%増と前年を上回った。

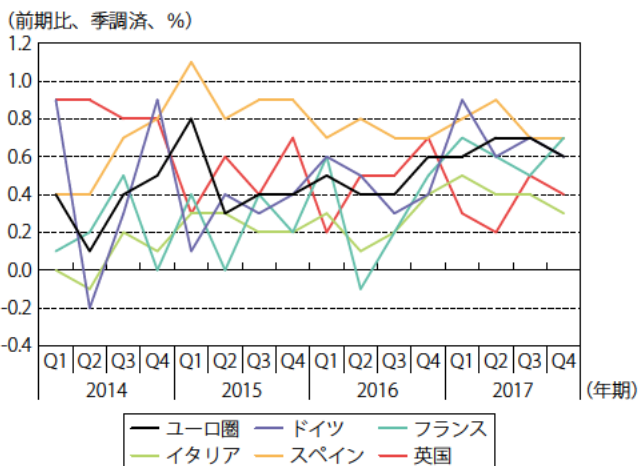
なお、2017年の実質 GDP 成長率は、第1四半期を除き、前期比0.7%増と高水準で推移していたが、2018年第1四半期については、前期比0.4%増と鈍化した（第 I-2-2-3 図）。2018年に入って以降、ユーロ高、貿易摩擦に対する懸念、及び地政学リスクの高まり等が、製造業を中心とした景況感を下押ししていると指摘されている。ただし、景況感の水準を確認すると、長期平均を大きく上回っており、さらに、雇用と

第 I-2-2-1 図
ユーロ圏諸国と英国の実質 GDP 成長率（年率）



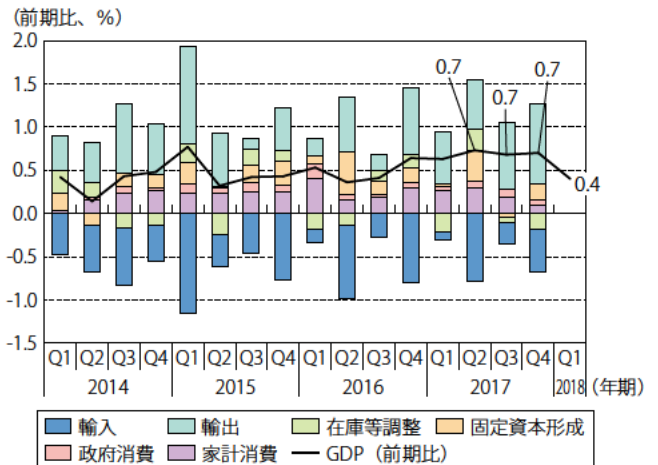
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-2 図
ユーロ圏諸国と英国の実質 GDP 成長率（前期比）



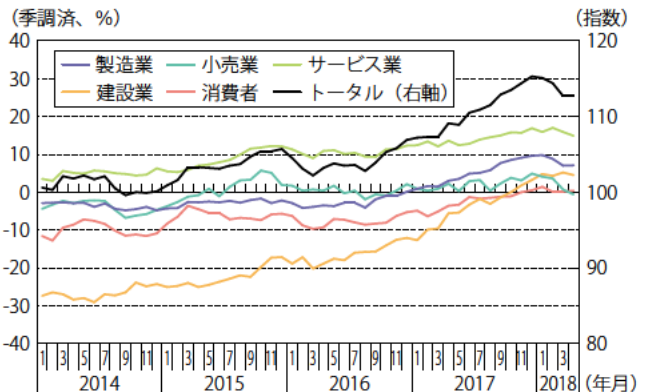
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-3 図
ユーロ圏の実質 GDP 成長率（需要項目別寄与度）



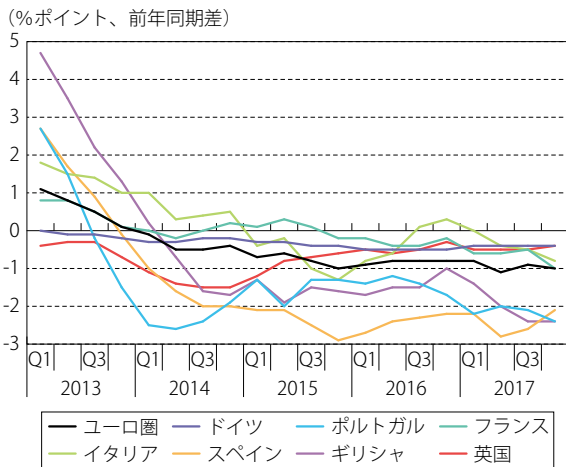
備考：2018年Q1は一次速報値。季節調整値。資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-4 図 ユーロ圏の景況感（セクター別）



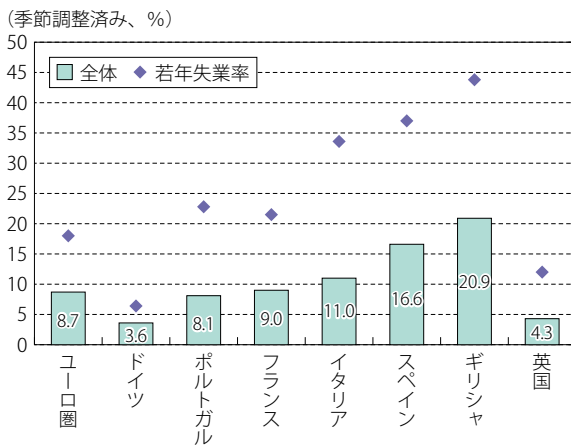
備考：アンケート調査における「改善/悪化」（原則、過去3か月・今後3か月の変化。消費者は、過去12か月・今後12か月の変化）の回答の割合の差。トータルは、経済信頼感指数（1990年以降長期平均=100）。季節調整。資料：欧州委「Economic Sentiment Indicator」、CEIC データベースから作成。

第 I-2-2-5 図 ユーロ圏諸国と英国の失業率の改善（前年差）



備考：季節調整値。2017年第4四半期まで。
資料：Eurostat、CEIC データベースから作成。

第 I-2-2-6 図 ユーロ圏諸国と英国の失業率



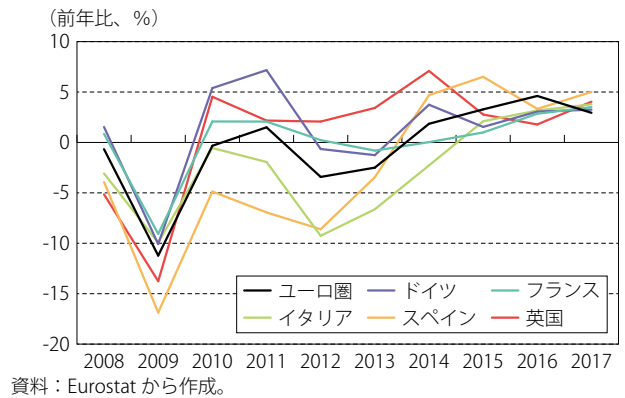
備考：2017年第4四半期。
資料：Eurostat、CEIC データベースから作成。

消費が好調を保っていることから、ユーロ圏経済は、引き続き緩やかながら拡大が続くとの見方が多い。

失業率については、スペイン及びギリシャをはじめとして、ユーロ圏諸国が軒並み前年より低下しており（第 I-2-2-5 図、第 I-2-2-6 図）、雇用の改善を背景に、消費者セクターの状況も改善している。

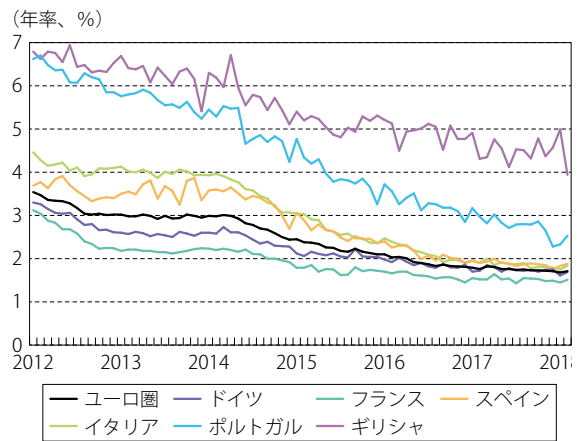
投資については、堅調な外需と内需に加えて緩和的な金融政策に支えられ、2017年の間、拡大し（第 I-2-2-7 図）、企業向け銀行融資も堅調である（第 I-2-2-9 図）。ただし、貿易摩擦や BREXIT 交渉の先行きの不透明感は、今後、投資を抑制させる要因となりうる。

第 I-2-2-7 図 ユーロ圏諸国と英国の総固定資本形成伸び率



資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-8 図 ユーロ圏企業の借入れ金利



備考：各国の金融機関による、非金融企業向けの新規貸出し金利（composit indicator）。
資料：ECB から作成。

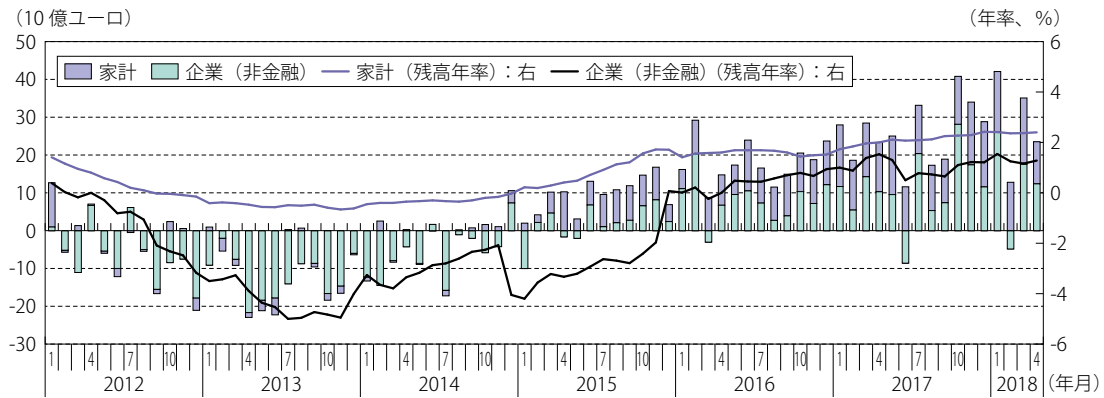
② 金融政策

ユーロ圏の好調な景気と雇用を背景に、金融緩和の縮小を求める声も高まる中、基調的なインフレ率は弱く、持続的上昇の兆候が見られない（第 I-2-2-10 図）ことから、欧州中央銀行（ECB）は正常化の判断に関して慎重な態度を維持している。

ただし、2017年10月には、資産購入額を月額600億ユーロから300億ユーロへ縮小することが決定された⁸⁷ほか、2018年3月にはフォワードガイダンスから緩和バイアスを示す文言が削除されており、金融政策の正常化に向けた一歩は踏み出されていると言える（第 I-2-2-11 表）。資産購入については、早ければ2018年内に終了する可能性があるが、物価動向を慎重に見極めた上での判断となると考えられる。政策金利の引き上げについては2019年以降と見られている。

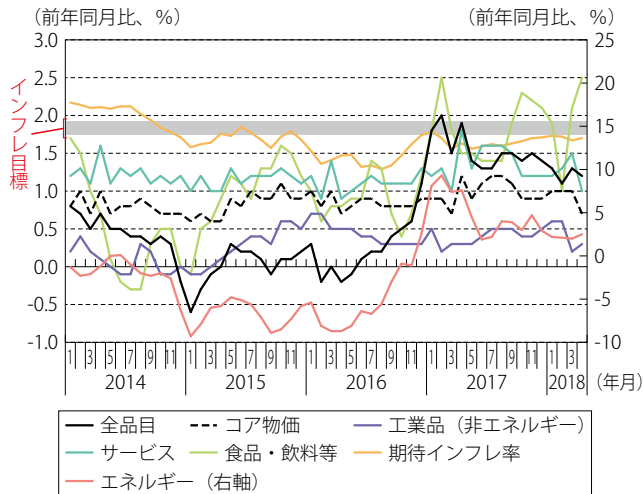
87 2018年1月より実施。

第 I-2-2-9 図 ユーロ圏銀行の民間向け貸出額の推移



備考：季節調整値。売却あるいは証券化された融資を調整した数値。
資料：ECB 統計から作成。

第 I-2-2-10 図
ユーロ圏の消費者物価上昇率の推移



備考：コア物価は、エネルギー・食品・飲料・たばこを除く品目の消費者物価。期待インフレ率は5年先5年物 BEI。2018年4月速報値。
資料：Eurostat、Thomson Reuters Eikon から作成。

第 I-2-2-11 表 ECB の金融政策

ECB のフォワードガイダンス (ポイント)	
政策金利	長期、かつ資産購入期間を十分に超えて、現在の水準に維持する。 (限界貸出金利 0.25%、主要リファイナンス・オペ金利 0.0%、中銀預金金利▲0.4%)
資産購入	月額 300 億ユーロ。2018 年 9 月まで実施。物価目標に向かう物価軌道の持続的な調整が確認できるまで必要に応じて延長。 〈2018 年 3 月、以下を削除〉 見通しが悪化する場合、または、金融環境が物価軌道の持続的調整に一致していない場合、理事会は、資産購入プログラム (APP) の拡大及び/あるいは期間延長を行う用意がある。

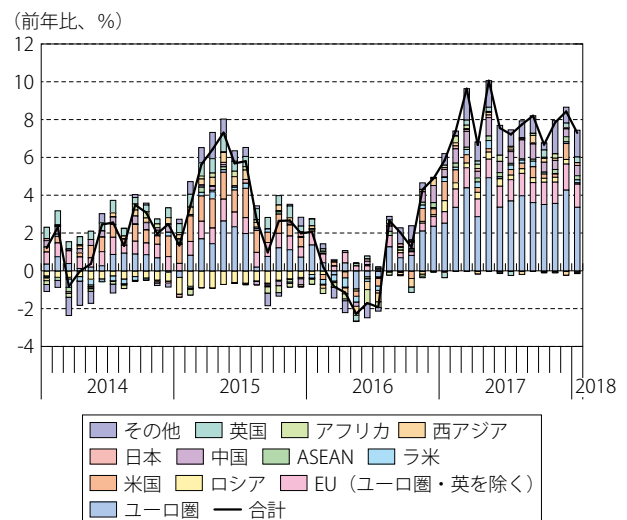
備考：2018 年 4 月時点。

③ 貿易

ユーロ圏の財貿易は、好調な世界経済に支えられ、2017 年は輸出・輸入とも大きく拡大した (第 I-2-2-12 図)。主な輸出相手国は、ユーロ圏域外では米国、英国、中国の割合が大きいが、2017 年は中国向けが前年比 15% 超と大きく伸びた一方、消費が冷え込んだ英国向けは 1% の伸びにとどまった。ユーロ圏域内向けは 8% の伸びとなった (第 I-2-2-13 図)。

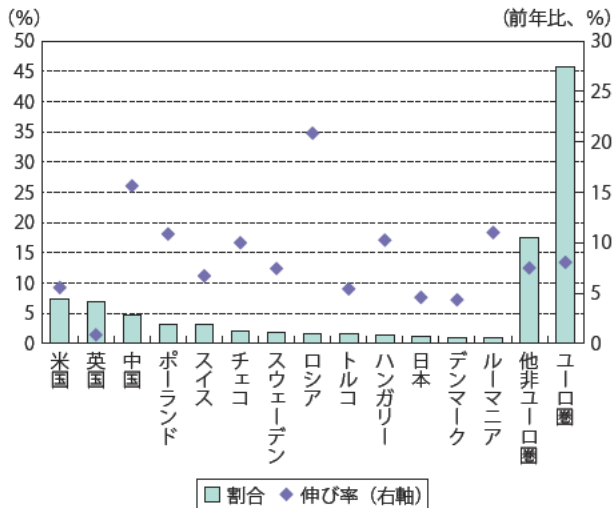
輸入については、主な輸入相手国のうち、中国は前年に比べ 9% 伸びたが、米国は 2% の伸びにとどまった (第 I-2-2-16 図)。

第 I-2-2-12 図
ユーロ圏の輸出額伸び率 (相手先別寄与度)



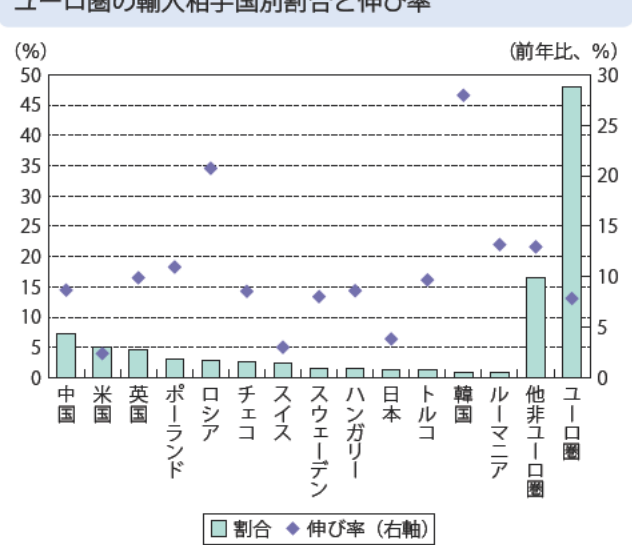
備考：2018 年 1 月まで。ユーロベース。季節調整値。
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-13 図 ユーロ圏の輸出先別割合と伸び率



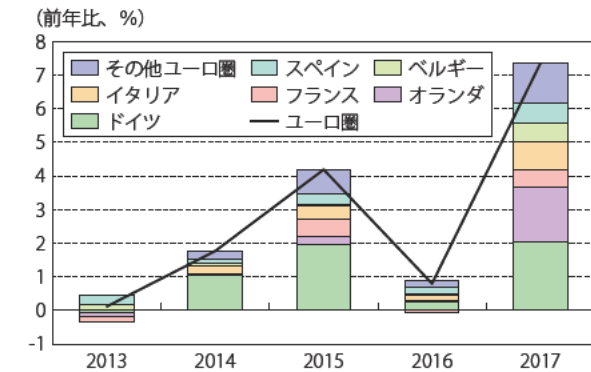
備考：財輸出（2017年）。ユーロベース。中国は香港を含む。
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-16 図 ユーロ圏の輸入相手国別割合と伸び率



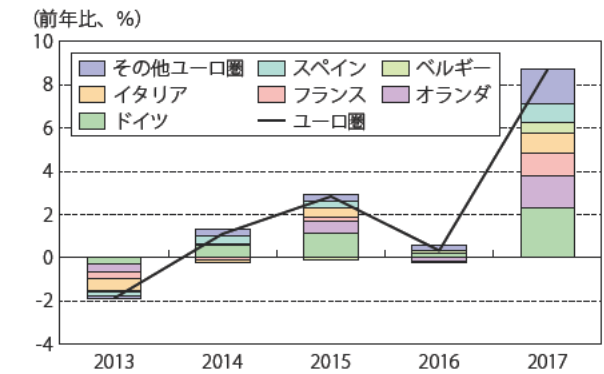
備考：財輸入（2017年）。ユーロベース。中国は香港を含む。
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-14 図 ユーロ圏の輸出額伸び率と各国寄与度



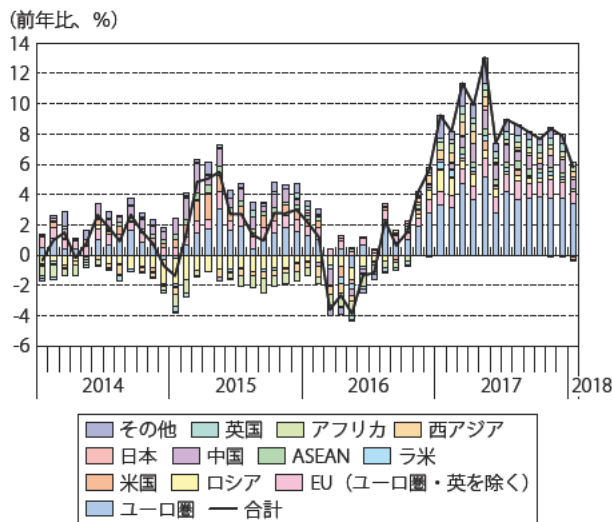
備考：各国の対世界輸出額合計（ユーロベース）。
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-17 図 ユーロ圏の輸入額伸び率と各国寄与度



備考：各国の対世界輸入額合計（ユーロベース）。
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-15 図 ユーロ圏の輸入額伸び率（相手先別寄与度）



備考：2018年1月まで。ユーロベース。季節調整値。
資料：Eurostat から作成。

(2) 英国経済

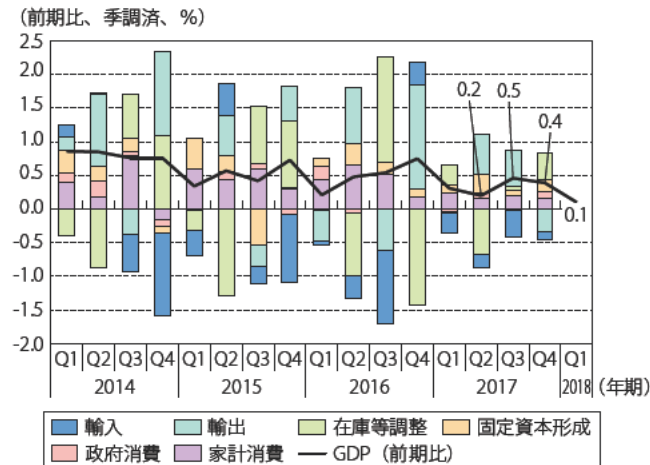
① マクロ経済概況

英国は、欧州主要国の中では世界経済危機後の経済立て直しが早く、2014年まで高い経済成長率を誇っていたが、EU離脱に関する国民投票の可能性が高まった2015年以降は伸びが鈍化しており、2017年は年率1.8%の伸びにとどまった（前掲、第 I-2-2-1 図）。

実質 GDP 成長率に対する需要項目別寄与度を見ると、2017年は、2016年まで進んだポンド安が影響して家計消費によるプラス寄与が縮小したが、好調な世界経済を背景に、第2・第3四半期は主に輸出が経済を牽引した（第 I-2-2-18 図）。

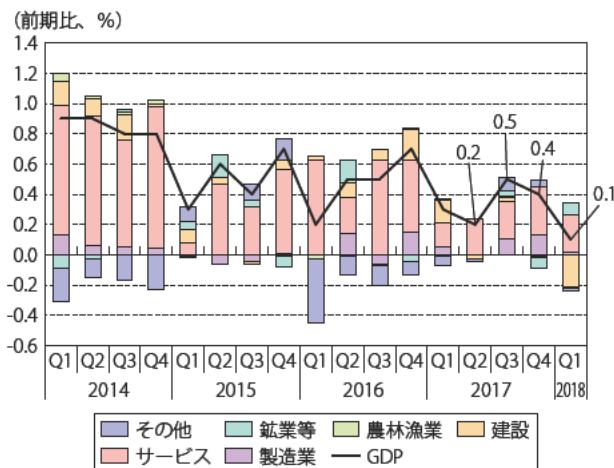
2018年第1四半期については、一次速報値によれば、前期比+0.1%と大きく鈍化した。セクター別では製造業の伸びが大幅に鈍化したほか、建設業は縮小

第 I-2-2-18 図
英国の実質 GDP 成長率（需要項目別寄与度）



備考：2018Q1 は一次速報値。
資料：Eurostat、英国国家統計局から作成。

第 I-2-2-19 図
英国の実質 GDP 成長率（セクター別寄与度）



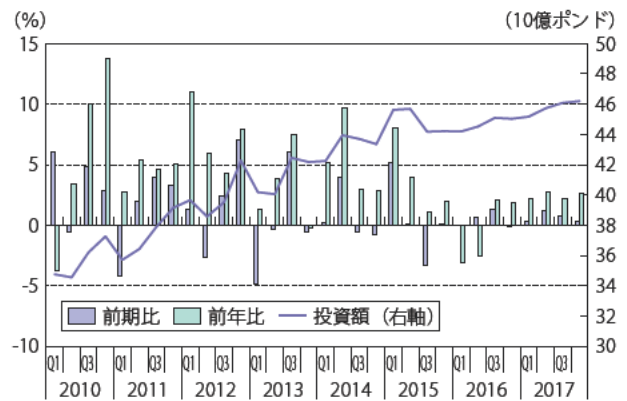
備考：季節調整値。2018年第1四半期は速報値。
資料：英国国家統計局から作成。

した（第 I-2-2-18 図、第 I-2-2-19 図）。天候要因やポンド高の進行（中間財投入コストが低下する反面、輸出数量を下押しする効果がある）に加えて、EU 離脱後の通商取り決めに関する EU との交渉に対する懸念が鈍化の背景として指摘されている。欧州委員会によれば、2018 年の GDP 成長率（年率）は、2017 年の 1.8 増から 1.5% 増へ、2019 年には 1.2% 増へと顕著に鈍化していくと見られている⁸⁸。

雇用は改善が続いており、失業率は直近で 4.2%⁸⁹ まで低下している（前掲、第 I-2-2-5 図、第 I-2-2-6 図）。

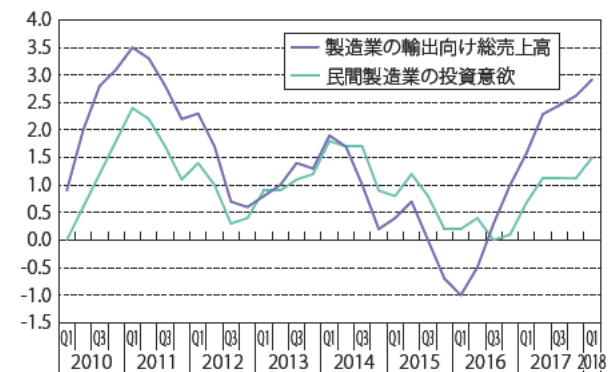
固定資本形成は、2017 年も拡大しているものの、そのうち民間投資については、2016 年以降伸びが抑

第 I-2-2-20 図 英国の民間投資推移



備考：2017年第4四半期まで（四半期ベース）。
資料：英国国家統計局から作成。

第 I-2-2-21 図 英国製造企業の投資意欲



備考：アンケート調査。2018年第1四半期まで。輸出向け売上高は最近3か月と前年同期の比較。投資意欲は、今後12か月。
資料：イングランド銀行「Agents' scores」から作成。

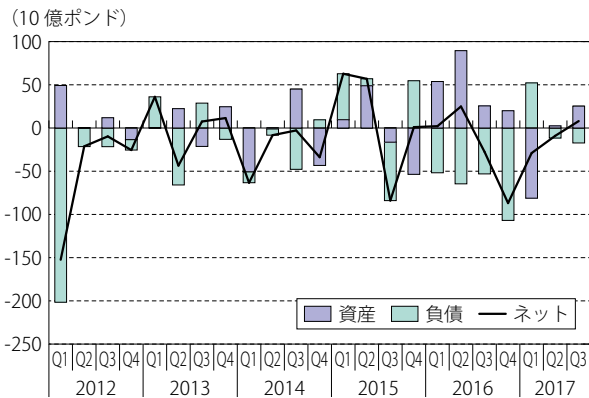
制されている（第 I-2-2-20 図）。BREXIT に関する EU との交渉の先行きの不透明感から投資を先送りする傾向や、将来の売上が減少するとの見通しの存在が背景として指摘されている。堅調なグローバル需要、ポンド安及び低い資金調達コストを背景に、輸出と企業投資は拡大するとみられているが（第 I-2-2-21 図）、EU 離脱後の通商関連の取り決めに関する見通しの不透明感が解消されない限り、投資の伸びは引き続き抑制的なものとなると見られている。

なお、外国からの直接投資は、BREXIT による先行きの不透明感をポンド安が相殺する形で、大きな減速は見せていないが、足下では製造業企業を中心に減速傾向にある（第 I-2-2-22 図、第 I-2-2-23 図）。

88 European Commission (2018).

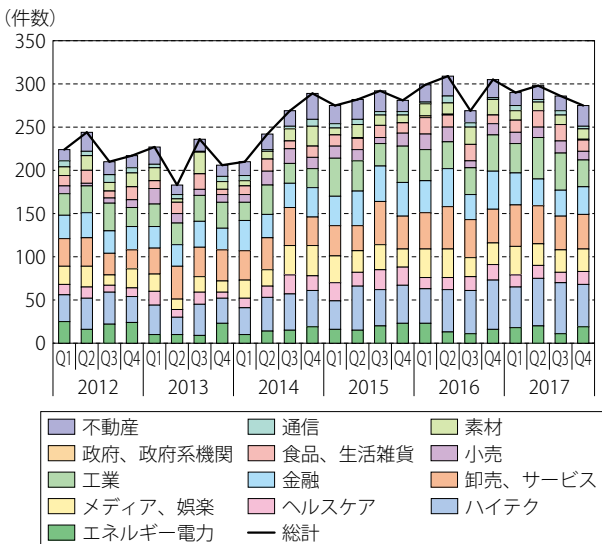
89 2017年12月時点で4.2%（欧州統計局）。

第 I-2-2-22 図 英国の外国直接投資（フロー）



備考：プラスが流出超過。2017年第3四半期まで。
資料：英国国家統計局から作成。

第 I-2-2-23 図
英国企業に対する外国企業による買収



備考：買収側最終親企業が外国企業である M&A のうち公表されたもの全て。
資料：Thomson One から作成。

② 消費者物価

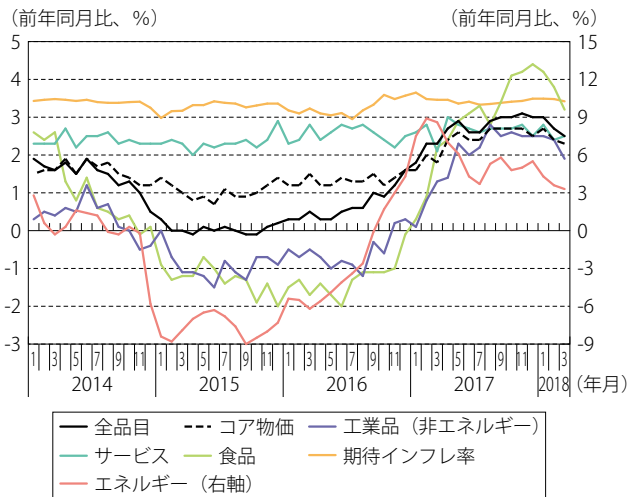
消費者物価上昇率は、ポンド安を背景に2016年後半から2017年前半にかけて大幅に加速し、2017年9月から2018年1月まで3%台という高水準で推移した（第 I-2-2-24 図）。これにより実質賃金が押し下げられ（第 I-2-2-25 図）、2016年末より小売売上高の伸び率は顕著に鈍化した。

一方、ポンドが2016年末を底に対ドルで回復する中、2018年に入り、ようやく過去のポンド安によるインフレ押し上げ効果が剥落し、消費者物価上昇率は鈍化、実質賃金上昇率が約1年ぶりにプラスに転化した。

③ 貿易

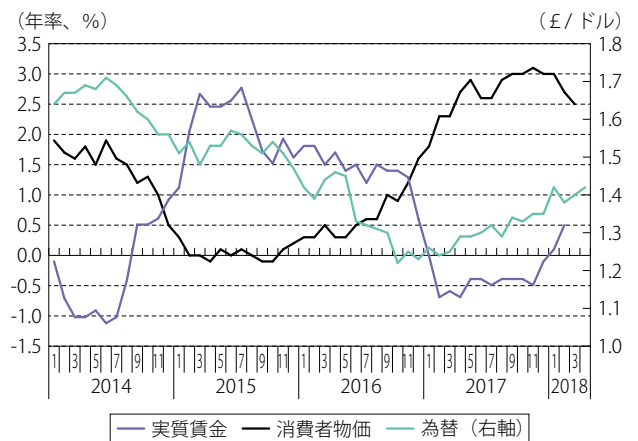
英国の財輸出は、資源価格の低迷や先進国及び中国経済の減速を背景に、2016年は低迷したが、2017年

第 I-2-2-24 図 英国の消費者物価上昇率



備考：コア物価は、エネルギー・食品を除く品目が対象。期待インフレ率は、フォワード BEI（5年先5年物）。2018年3月まで。
資料：Eurostat、英国国家統計局、Thomson Reuters Eikon から作成。

第 I-2-2-25 図 英国の物価と為替の推移

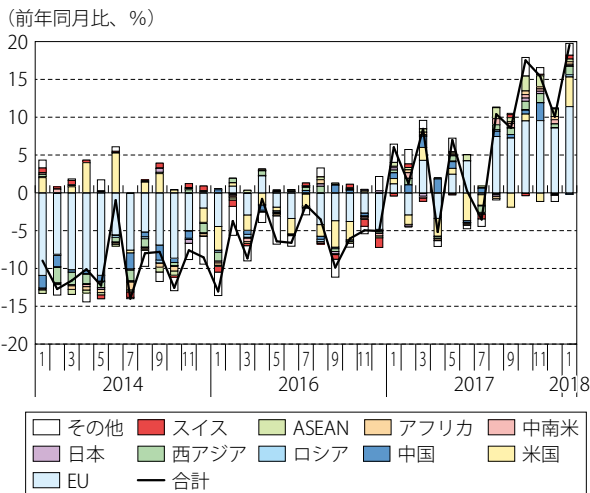


備考：季節調整値。為替は2018年4月、物価は3月、賃金は2月まで。
資料：英国国家統計局、Thomson Reuters Eikon から作成。

には世界経済の回復とポンド安に支えられて拡大した（第 I-2-2-26 図）。財輸入については、国内消費の冷え込みにより2017年前半まで低迷したものの、2017年秋以降は持ち直している（第 I-2-2-27 図）。

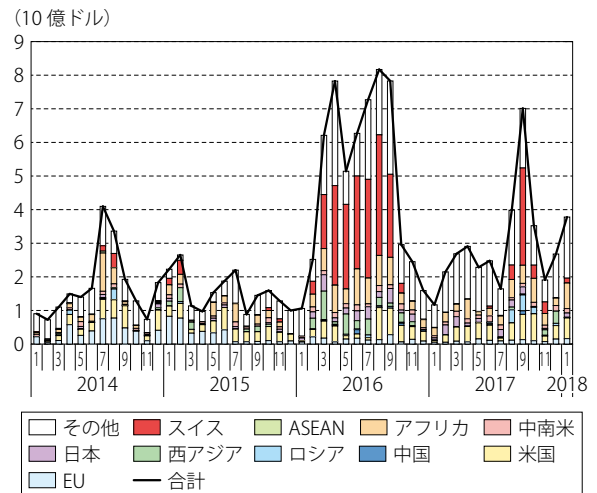
なお、2016年には、国民投票前後の先行き不透明感及び投票後のポンド下落の中、保有するポンドを金に買い換える動きによって、非貨幣用金の輸入が急増した。そのため、財の合計輸入額に占める非貨幣用金の割合が、前年の3%から9%にまで拡大したが、2017年にはそうした動きはやや下火になり、同割合は6%に低下している（第 I-2-2-28 図）。

第 I-2-2-26 図 英国の輸出伸び率（相手先別寄与度）



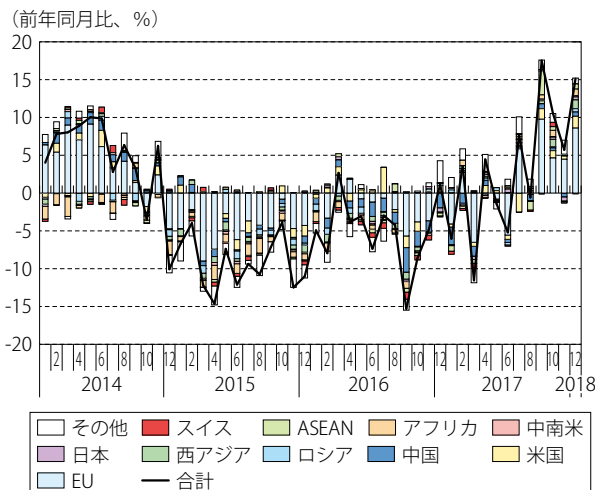
備考：非貨幣用金を除く。ドルベース。季節調整前。2018年1月まで。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第 I-2-2-28 図 英国の金輸入額推移（相手先別）



備考：非貨幣用金。季節調整前。2018年1月まで。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第 I-2-2-27 図 英国の輸入伸び率（相手先別寄与度）



備考：非貨幣用金を除く。ドルベース。季節調整前。2018年1月まで。
資料：Global Trade Atlas から作成。

2. BREXIT の動向

(1) BREXIT 概要

英国は、国民投票（2016年6月23日）を踏まえ、2017年3月29日、EUを離脱する旨を欧州委員会に対し通知しており、2019年3月30日0時（欧州時間）にEUを離脱することが決定している。

上述のとおり、英国では、EU離脱の決定以降、ポンド安を背景とした消費の鈍化がみられたほか、将来の不透明感により、国内企業による固定資本形成や外国企業からの対内直接投資が鈍化している。

2018年3月には、欧州理事会において、英国のEU離脱以降の移行期間に関する内容が暫定合意され、漸く移行期間終了後の将来枠組みに係る交渉が開始され

る段階に至った。同交渉は長期化する可能性が高いと見られているが、その結果次第では、経済への影響が非常に大きくなる可能性もある。

英国としては、より幅広いサービス分野を扱う等他にはない自由貿易協定を目指すとしており、仮に、カナダEU間と同様の自由貿易協定が締結された場合には、モノの取引に原産地証明が必要になる等、通関手続の煩雑化が予想される上、カバーされる範囲が限定的になる可能性もあることから、一定程度の影響が生じうる⁹⁰。

あるいは、ノルウェーのようにEFTA（欧州自由貿易連合）に加盟した上で欧州経済領域（EEA⁹¹）にも

参加する場合は、EU 域内と同じく、モノ、サービス、資本を自由に移動でき、金融業の単一パスポート制度も維持されるため影響が小幅に抑制される。一方で、人の移動の自由も含めた一定の EU 法の受け入れや、EU への一定の支払いの受け入れも必要となることから、英国はこのパターンを容認しないことを表明している。

そして、当然ながら、英 EU 間で貿易に関する合意がないまま離脱した場合は最も影響が大きい。仮に、貿易協定等の枠組がなんら合意されないまま EU を離脱した場合、英国と EU は互いに WTO 上の約束内容を適用することになり、財及びサービス貿易全般において、現在よりも企業の負担が大きく増すこととなる。

第 I-2-2-29 表
BREXIT による影響見通し（英国財務省）

EU との関係	中央値	(幅)
EEA (欧州経済領域)	▲3.8	(▲4.3~▲3.4)
FTA	▲6.2	(▲7.8~▲4.6)
WTO	▲7.5	(▲9.5~▲5.4)

備考：EU 離脱後 15 年の間に GDP に与える影響（EU 離脱しなかった場合との比較）。
資料：英国財務省「the immediate economic impact of leaving the EU」（2016 年 5 月）から作成。

一方、非関税障壁の発生によって大きく影響を受けるとみられるセクターは、英国産業連盟（CBI）の試算⁹²によれば、飲料・食品、化学品、あるいは輸送用機械等である（第 I-2-2-30 表）。

EU 加盟国の中で合法的に製造・販売された製品であれば、EU 法の下で多くの規制・制度に関する相互認証が保証されているため、EU 域内でビジネスを行う場合は追加的な対応は不要であった。しかし、EU 加盟国としての資格が失われた後は、英国企業は EU 非加盟国の企業として EU でビジネスを行うこととなり、通商取り決めの内容次第では、自国の規制⁹³に加えて EU あるいは EU 各国の規制に従う必要が生じる。また、特に、安全性の確保や生産効率の増進等を目的として多くの規制や手続きが定められているセクターや、中間財を輸入して加工した製品を輸出すると

第 I-2-2-30 表
「合意なし」の EU 離脱の場合の非関税障壁

	対 EU 輸出時の EU 非関税障壁
飲料・食品・タバコ	30.1
化学（医薬品除く）	15.1
自動車	11.7
その他輸送用機械	11.7
航空、防衛	11.1
繊維・衣料・靴	9.6
郵便・通信	8.2
金属・金属製品	7.4
医薬品	6.4
保険	5.6
金融サービス	5.5
電気機器	2.7

備考：単位は%。英国産業連盟による試算。
資料：英国産業連盟（CBI）資料「BREXIT BRIEFING」から作成。

いった形でサプライチェーンが複雑に絡み合っている工業品においては、企業の負担は大きく増し、競争力の低下に繋がりがかねない。

また、EU 内で認められている人の移動の自由についても、EU 離脱後に EU 非加盟国としての待遇に甘んじることとなれば、人材の不足及び機動性の低下からやはり競争力の低下を招く可能性が高い。

英国と EU の主要貿易品目別の依存度を見ると、英国は、輸出・輸入いずれにおいても、多くの製造品が EU に大きく依存しているが、特に化学品・プラスチック品及び輸送用機械に関しては、貿易金額も大きいことから、通商取り決めの内容次第では影響が大きくなる可能性がある（第 I-2-2-31 図、第 I-2-2-32 図）。

一方、EU にとっての英国依存度に関しては、主要貿易品目がいずれも 1 割未満にとどまっている。さらに、英国依存度は 2000 年代半ばに比べて低下傾向にあることから、英国企業に比べれば、EU 域内企業のうち BREXIT の影響を受ける企業割合は小さいと考えられる（第 I-2-2-33 図、第 I-2-2-34 図）。

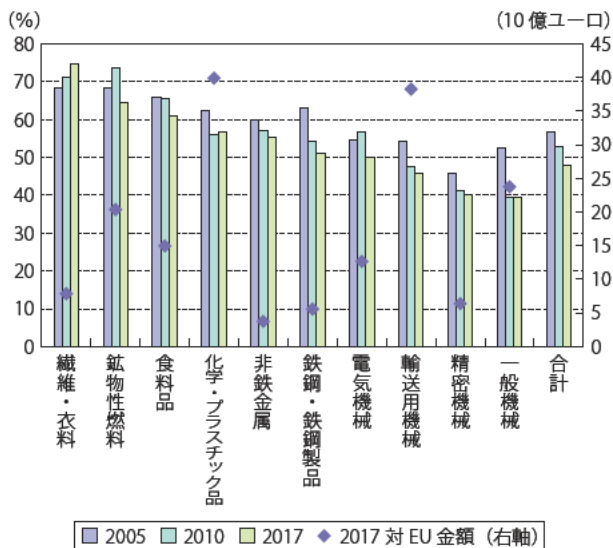
90 EU トラスク欧州理事会議長は、英国に残された選択肢はカナダ型の FTA だけであるという認識を示しているが、一方、英国メイ首相は、カナダ型 FTA で得られる通商関係では不十分との見解（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2018））。

91 EFTA 加盟国が、EU に加盟することなく、EU の単一市場に参加することができる枠組み。1994 年 1 月 1 日、EFTA と EU の間で発効した協定に基づき制定された。

92 CBI（2017）。

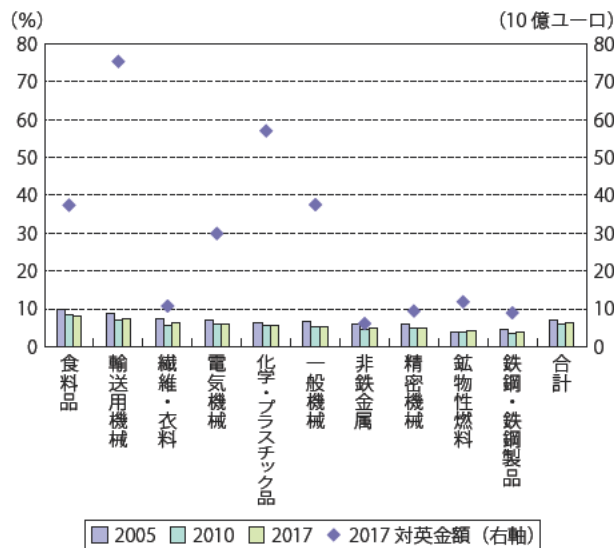
93 既存の英国の規制に加えて、現在効力を有する EU 規則に代わる新たな英国の規制。

第 I-2-2-31 図
英国の輸出額に占める EU 割合（品目別）



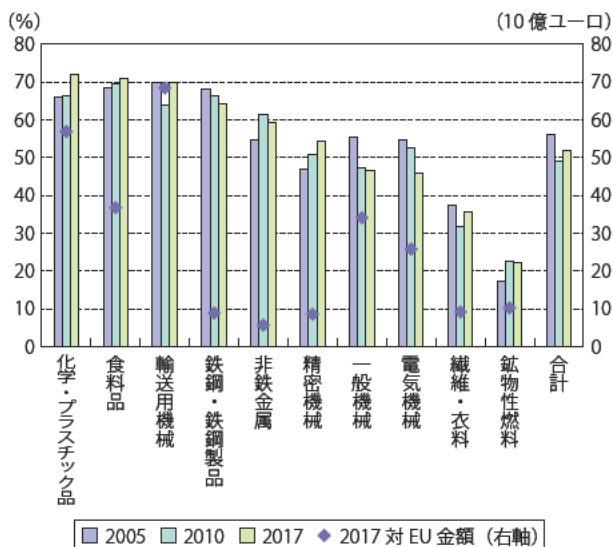
備考：EU28 か国。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-33 図
EU の輸出額に占める英国割合（品目別）



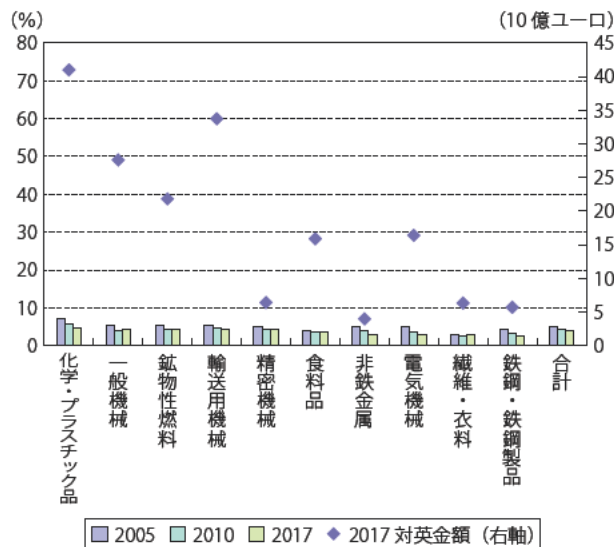
備考：EU28 か国。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-32 図
英国の輸入額に占める EU 割合（品目別）



備考：EU28 か国。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

第 I-2-2-34 図
EU の輸入額に占める英国割合（品目別）



備考：EU28 か国。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

(2) BREXIT に対する産業界の反応

BREXIT で生じる関税・非関税障壁による影響を軽減するため、各国の産業界が英国及び他の EU 加盟国政府に対して声を挙げている。

例えば、英国の化学工業会は、欧州委員会の REACH 規則（化学品の登録・評価・認可及び制限に関する規則）の枠組みについて、引き続き英国が EU 内のメンバーとして参加できるようにすることを求め

ている⁹⁴。

2007 年に施行された REACH 規則は、化学品を EU 域内で製造・輸入する企業に対して、EU 市場に出す前に、当該化学物質を欧州化学品庁 (ECHA) に登録・届出することを義務付けている。

同制度の導入以来、各国企業は同規則の求める煩雑な手続きに対応しているが、英国が EU 非加盟国になれば、英国企業は、EU の REACH 規則への対応のみ

94 Chemical Industries Association (2017a), Chemical Industries Association (2017b).

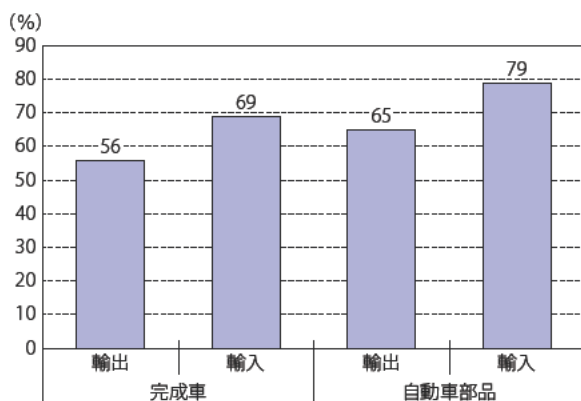
ならず、自国内の規制にも対応する必要が生じる。また、REACHに関する手続きを行うことができるのはEU域内の「輸入者」か「唯一の代理人」に限られるため、英国企業は自国内で対応することができず、これまでと比べてコストが大きく増すこととなる。

さらに、REACH規則は、化学物質を製造・販売する企業だけでなく、一定の化学物質を含有する成形品の製造・販売を行う企業にも対応を義務付けている。そのため、仮に英国とEUの間に同規則に関する調整がなされないまま離脱を迎えた場合、化学品だけでなく、英国の主な輸出品である自動車や航空機を含む多くの品目が、他のEU加盟国での登録・届出を求められることとなり、欧州のサプライチェーン全体に影響が拡大する⁹⁵。

また、英国の自動車産業はEUとのサプライチェーンに深く組み込まれて完成車及び自動車部品の輸出入を行っている（第I-2-2-35図）ため、EU離脱により単一市場への自由なアクセスができなくなった場合、規制対応や通関業務に要する時間的な損失と関税コストの負担により競争力の低下を招くことが懸念されている。そのため、英国の自動車工業会は、型式認証に関する相互認証の必要性、原産地規則においてEUコンポーネントを累積扱いにする必要性、及び通関業務の遅延回避の必要性等を主張している。また、税関手続の復活に伴う倉庫・在庫マネジメントの再編等、緊急対策の実施には1年以上の準備期間が必要であるとして、対応が求められる可能性を当局が早期に示すよう要求している⁹⁶。

一方、EU側の産業界も、BREXITによる悪影響を

第I-2-2-35図 英国の自動車貿易に占めるEU割合



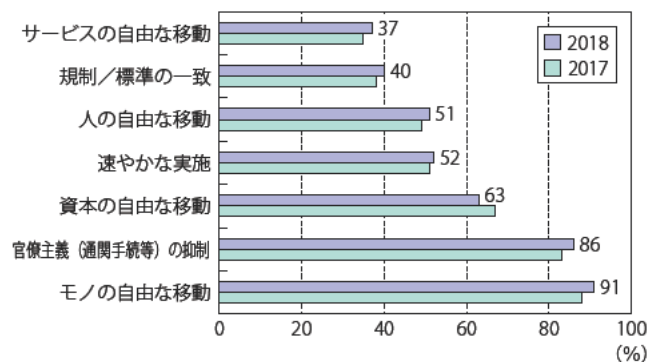
資料：英国自動車工業会「SMMT MOTOR INDUSTRY FACTS 2017」から作成。

懸念している。

ドイツ商工会議所のアンケート調査によれば、ドイツ企業の多くは、モノの自由な移動の確保と、通関手続等官僚主義の抑制を、BREXIT交渉において優先すべき事項として挙げている⁹⁷（第I-2-2-36図）。

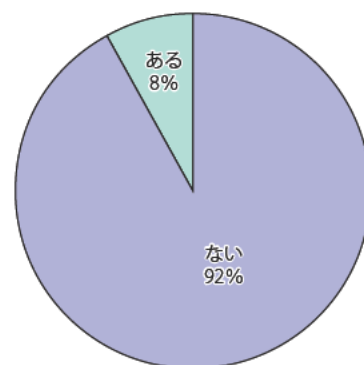
なお、8%の企業が、英国内の投資先をドイツ等他の地域へ移転する予定があると回答している（第I-2-2-37図）。一方で、過半数の企業がBREXITに対する準備を行っていないが、BREXIT後の英EUの関係が不透明であることが理由と見られている（第I-2-2-38図）。また、同調査報告書では、BREXITにより大きな影響を受ける可能性がある企業として、複雑なサプライチェーンに組み込まれている企業と並んで、これまでEU域内でしか貿易をしたことがなく通関手続に

第I-2-2-36図
ドイツ企業による優先事項（BREXIT交渉）



備考：2018年2月アンケート調査。英国とビジネスを行うドイツ企業約900社。
資料：ドイツ商工会議所「Auswirkungen des Brexit-Going International 2018」から作成。

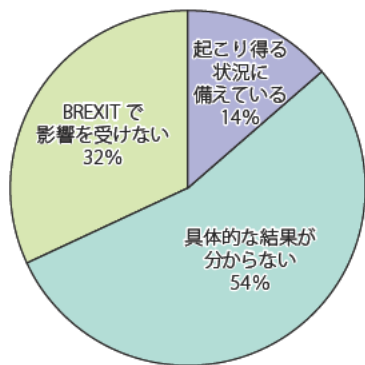
第I-2-2-37図
英国内の投資先を移転する予定の有無（ドイツ企業）



備考：2018年2月アンケート調査。英国とビジネスを行うドイツ企業約900社。
資料：ドイツ商工会議所「Auswirkungen des Brexit-Going International 2018」から作成。

95 ADS (2017).
96 Business, Energy and Industrial Strategy Committee of House of Commons (2017).
97 DIHK (2018).

第 I-2-2-38 図 BREXIT による影響評価 (ドイツ企業)



備考：2018年2月アンケート調査。英国とビジネスを行うドイツ企業約900社。
資料：ドイツ商工会議所「Auswirkungen des Brexit-Going International 2018」から作成。

慣れていない中堅・中小企業が挙げられている。

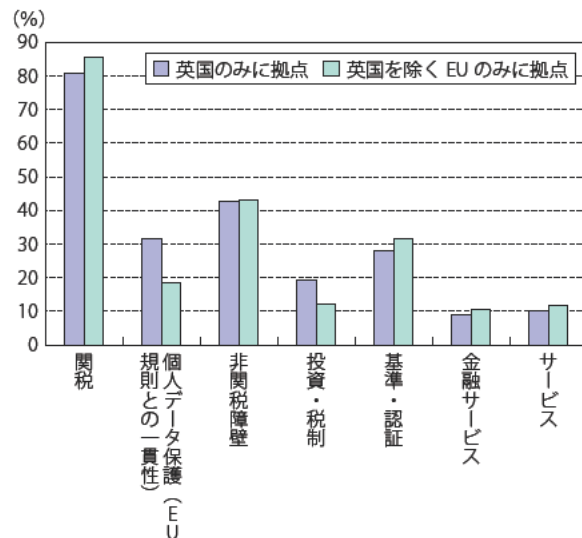
なお、在欧州の日系企業に対するアンケート調査によると、8割以上もの製造業企業が、関税による影響を懸念している。また非関税障壁については約4割、基準・認証については3割前後の製造業企業が懸念している。

また、在英の日系製造業企業の多くが、通関手続の導入、物流、及びサプライチェーンに関して、対応準備や見直し等を行う必要性を認識している⁹⁸ (第 I-2-2-39 図)。さらに、こうした対応や見直しに要する期間については、回答数が少ないものの、通関手続を除いては、半数以上の企業が、対応に2年以上要すると考えていることが確認できる (第 I-2-2-40 図)。英 EU 間の交渉がまとまり、移行期間が設定される場合、同期間は2019年3月30日⁹⁹から1年9か月となることが暫定合意されているが、上記アンケート結果を踏まえても、実際に移行期間内に企業が十分な対応を行うことができるのか不透明である。BREXIT 後に関する英国と EU の交渉が速やかに進展することが求められる。

また、経団連と在欧日系ビジネス協議会 (JBCE) が2018年3月に公表した「英国の EU 離脱に関する第二段階の交渉に向けた意見」¹⁰⁰では、十分な長さの移行期間や無関税貿易の維持に加えて、将来の英国と EU の関係について、簡素な通関手続と原産地規則の実現や、英国と EU の間での広範な経済分野における規制・基準の整合性の確保といった要素への対応が要望されている。

第 I-2-2-39 図

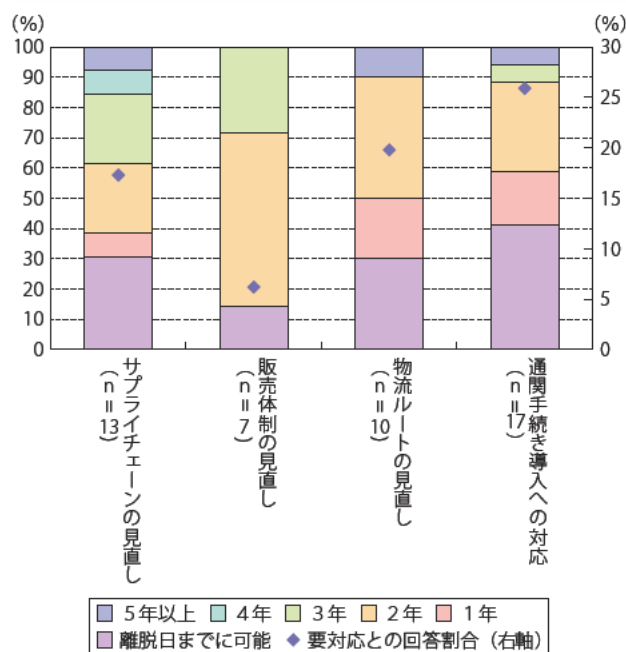
「英国の規制・法制の変更」で懸念のある分野 (日本企業)



備考：日系製造業企業に対するアンケート調査。英国のみに拠点を置く企業 (89社) と、英国以外の EU にのみ拠点を置く企業 (196社)。
資料：日本貿易振興機構「欧州進出日系企業実態調査 (2017年度調査)」から作成。

第 I-2-2-40 図

在英日本企業が BREXIT 対応に要する期間



備考：アンケート調査のうち、在英日系製造業企業による回答。「要対応との回答割合」は在英日系製造業企業81社に占める割合。サプライチェーンの見直し及び物流ルートの見直しは、関税が発生する場合の回答。
資料：日本貿易振興機構「欧州進出日系企業実態調査 (2017年度調査)」から作成。

98 独立行政法人日本貿易振興機構 (2017a)。

99 欧州時間。

100 Keidanren (Japan Business Federation) and Japan Business Council in Europe (JBCE) (2018)。

これまで、EUの枠組みの中で英国とEUの経済関係は深いレベルで統合され、英国の経済成長を支えてきたが、離脱後の枠組の変化によって、築き上げられたサプライチェーンは大きく影響を受ける可能性がある。モノの移動だけを見ても、関税の枠組にとどまらず、製造・販売に関するEUの規制・制度まで幅広い。英国とEUの関係が従来と比べてどの程度変化するか注目が集まっている。

ただし、英国とEUの交渉は、漸く2018年3月にBREXIT後の将来枠組みに係る交渉の段階に入った

ばかりであり、対外的に公表されている範囲では、交渉内容は明らかではない。一方で、英EU間で交渉中の離脱協定において、英国のEU離脱（2019年3月30日）及び移行期間の終了（2020年12月31日）の時期は既に定められている¹⁰¹。一方で、具体的な交渉はEU離脱後に行われ、最終的な協定締結がいつなされるのか全く不透明な中で、企業がBREXITによる環境の変化に対応するための具体的な情報がないことによって、企業の対応が間に合わなくなるリスクが懸念される。

3. 通商政策動向

(1) EUの通商政策

欧州共同体（EC）では、1968年という早い時期に、域内関税ゼロの関税同盟が形成されている。メンバーは当初のEEC加盟6か国¹⁰²から、1986年までに12か国に拡大し、1993年の欧州連合（EU）への発展を経て、現在では28か国となっている。

EUは欧州域外との通商協定の締結にも積極的に取り組み、トルコとの関税同盟¹⁰³、地中海諸国と経済連携協定¹⁰⁴、メキシコとの自由貿易協定¹⁰⁵などが2000年代半ばまでに発効した。

2006年に、EUは新しい通商戦略をまとめた報告書「Global Europe」を発表した。同報告書はEUの成長と雇用のための通商政策を示すことを目的としており、欧州の企業が世界で競争するために世界の市場をオープンにする必要があり、また、そのためには関税の撤廃だけでなく、財、サービス、投資、知的財産、政府調達、持続可能な発展等を対象とする、深く包括的な貿易協定を締結する必要があることが示されている。

同報告書では、自由貿易協定（FTA）の新しいパートナーの選定基準を、市場規模が大きく、EUからの輸出に対する保護（関税若しくは非関税障壁）の水準が高いことと明記しており、これに基づいて、韓国、

ASEAN¹⁰⁶、及びメルコスール¹⁰⁷との間で、サービス分野の自由化や非関税障壁の撤廃も内容とするFTA交渉が進められた。

2015年には、韓国との自由貿易協定が発効¹⁰⁸した。韓国との自由貿易協定は、物品関税撤廃だけでなく、自動車や医薬品分野の財貿易に関する非関税障壁にも対応しているほか、サービス分野や投資における市場アクセス等も対象としている。また、中南米地域で最も早く2000年に自由貿易協定を締結したメキシコとの間では、現在、協定の近代化に向けた交渉が進められている。

さらに、2017年9月に暫定適用が開始したカナダとの包括的経済貿易協定（CETA）と、同年12月に交渉が妥結した日本との経済連携協定（EPA）¹⁰⁹は、相互の関税・非関税障壁について高いレベルで自由化を図り、かつ、反グローバル化に対する支持が拡大する中で、労働者の人権及び環境の保護にコミットした内容となっている¹¹⁰。特に日本とのEPAに関しては、保護主義の動きが広まる中で、開かれた公正な貿易・投資ルールのモデルとなることが期待されている¹¹¹。

これらのFTA交渉の結果、EUの域外向け財貿易額に占めるFTAカバー率（FTA発効済国・地域、

¹⁰¹ 移行期間の終了時期は暫定合意内容。

¹⁰² ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ。

¹⁰³ 1995年12月31日より発効。

¹⁰⁴ 1995年に合意された、自由貿易圏の創設を目的とする総合的な協力枠組みであるバルセロナ宣言を背景とする。国により、1990年代から2000年代半ばにかけて発効した。

¹⁰⁵ 2000年発効。

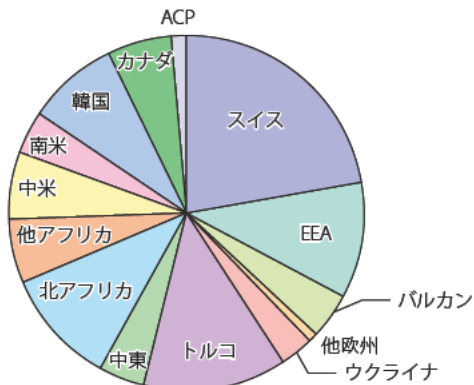
¹⁰⁶ ASEANの中ではベトナム及びシンガポールとの交渉が既に妥結（当初、EUはASEAN地域とのFTAを目指していたが、ASEAN域内個別国とのFTA締結に切り替えた）。

¹⁰⁷ EU・メルコスール自由貿易協定は、2004年10月までの交渉の後、交渉中断。2010年に交渉再開、2012年に交渉再中断、2016年に交渉再開。

¹⁰⁸ 2007年に交渉開始、2011年に暫定適用開始、2015年末に発効。

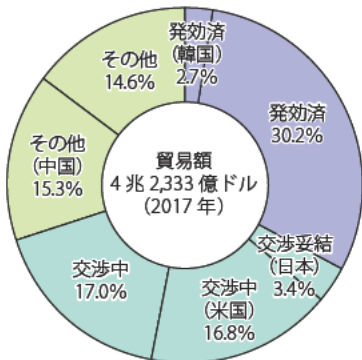
¹⁰⁹ 2017年12月に交渉妥結（2018年3月時点で署名待ちの状況）。

第 I-2-2-41 図
EU の FTA 発効済み貿易額に占める貿易相手国



備考：EU28 各国の、FTA・関税同盟（2018年3月時点で発効済み若しくは暫定適用）の国（EU外）との貿易額（2017年）の割合。
資料：Global Trade Atlas、European Commission ウェブサイトから作成。

第 I-2-2-42 図
EU の FTA カバー率（対 EU 域外貿易額）

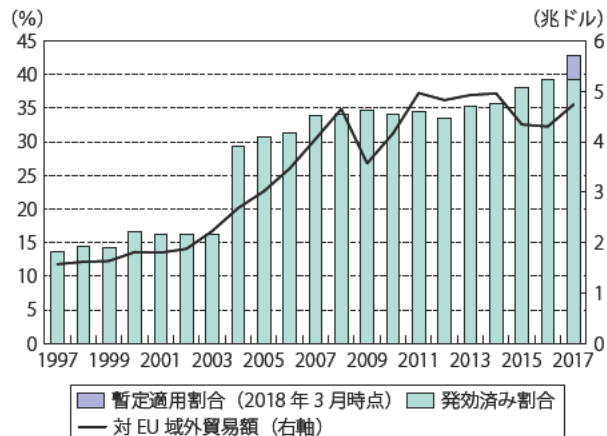


備考：2018年3月末時点。EU28 各国の域外貿易に占める割合。
資料：IMF Direction of Trade Statistics から作成。

及び EU 域外の関税同盟相手国が占める割合)は拡大し、EU28 各国では 2017 年に 32% (暫定適用・署名済みを含む) となっている (第 I-2-2-42 図)。なお、1995 年時点の EU 加盟 15 か国に限定した貿易額の推移を見ると、FTA 発効済国の割合は、1997 年の 14% から 2017 年では 39% に拡大 (暫定適用分も含めると 43%) している (第 I-2-2-43 図)。また、域外向けだけでなく EU 域内も含めた貿易額について見ると、EU の FTA カバー率は 7 割を超え、他の主要国を上回る (第 I-2-2-44 図)。

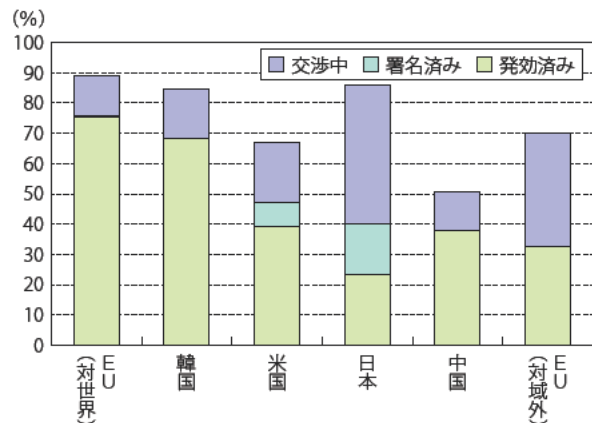
こうした通商協定の締結と世界経済の拡大を背景に、EU の貿易額は、財・サービスともに拡大している。1995 年の第 4 次拡大後の EU 加盟 15 か国に関する貿易額について見ると、EU15 各国以外との貿易額は、

第 I-2-2-43 図
EU15 各国の FTA (発効済み) カバー率推移



備考：EU15 各国 (1995 年 EU 加盟国) の域外貿易額に占める FTA・関税同盟のカバー率。当該年内に発効したもの。暫定適用分は 2017 年のみ表示。
資料：Global Trade Atlas、European Commission ウェブサイトから作成。

第 I-2-2-44 図 主要国・地域の FTA カバー率



備考：FTA カバー率は、発効済み及び署名済みの国・地域 (2018年3月末時点) との貿易が全体に占める比率。金額は 2017 年の貿易統計に基づく。EU は EU28 各国。「交渉中」には交渉妥結済の数字も含む。
資料：財務省貿易統計 (日本)、IMF 「Direction of Trade Statistics」 (中国・韓国・米国・EU) から作成。

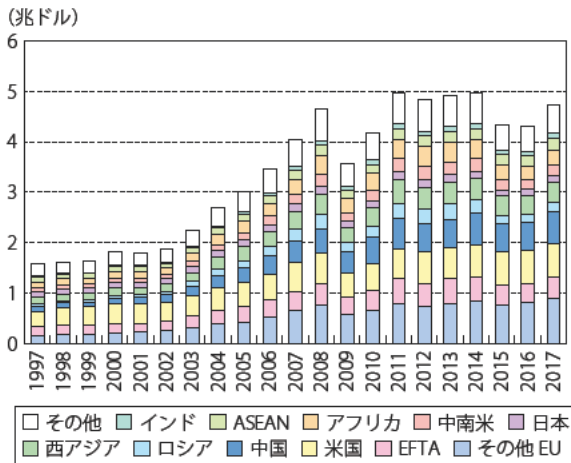
1997 年から 2017 年の間に 3 倍まで拡大している (第 I-2-2-45 図)。主な域外の貿易相手国・地域の中で、財貿易の伸び率が最も高いのは中国で、2017 年の輸入額は 1997 年の 7 倍以上、輸出額は 6 倍以上となり、EU15 各国以外との貿易額に占める割合は 13% に達している (第 I-2-2-46 図)。

(2) EU の改正 AD

前項で見てきたように、EU は自由貿易の推進を基本的な立場としている。しかし一方で、必要に応じて

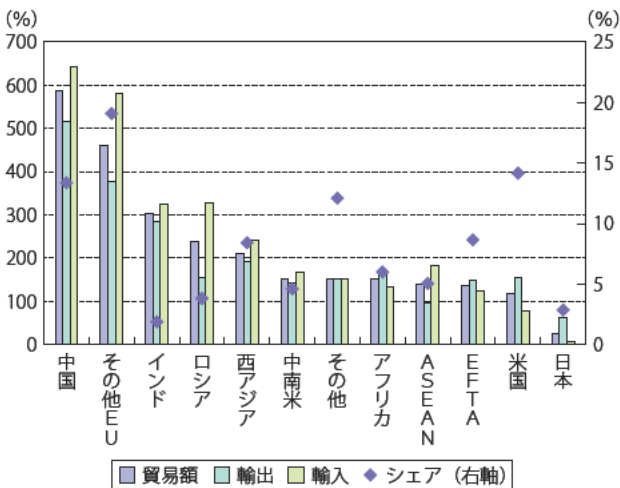
110 European Commission (2016). 欧州委員会ウェブサイト (2018年2月時点)。<http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/eu-japan-economic-partnership-agreement/agreement-explained/>
European Commission (2017a).
111 外務省 (2017)。

第 I-2-2-45 図
EU (15 国) の域外貿易額推移 (相手国・地域別)



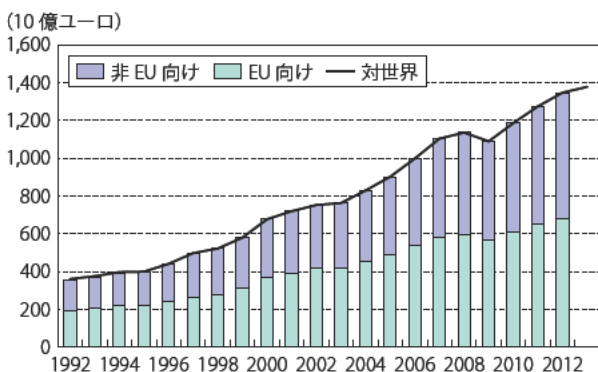
備考：1995年当時のEU加盟15か国をEUとした際の域外貿易額（輸出＋輸入）の推移。その他EUはEU28か国の残り13か国。中国は香港を含む。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第 I-2-2-46 図
EU (15 国) の財貿易額伸び率 (域外相手国・地域別)



備考：1995年当時のEU加盟15か国をEUとしたときの域外貿易額に関する、1997年から2017年の伸び率。その他EUはEU28か国の残り13か国。シェアは2017年の域外貿易額に占める割合。中国は香港を含む。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第 I-2-2-47 図 EU (15 国) のサービス輸出

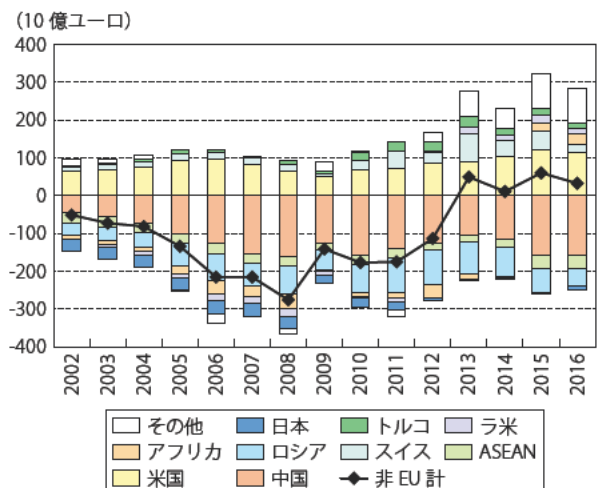


備考：EUは、EU15か国（1995年当時加盟国）とする。対世界は2013年まで。
資料：Eurostat から作成。

反ダンピング措置（以下、AD措置とする）や反補助金措置等の輸入制限措置を実施しており、世界でも米国に次いでAD措置の発動件数が多い。なお、AD措置の発動件数は2000年代半ば以降減少傾向にあるが、中国を対象にしたものが足下で増加している（第 I-2-2-49 図、第 I-2-2-50 図）。

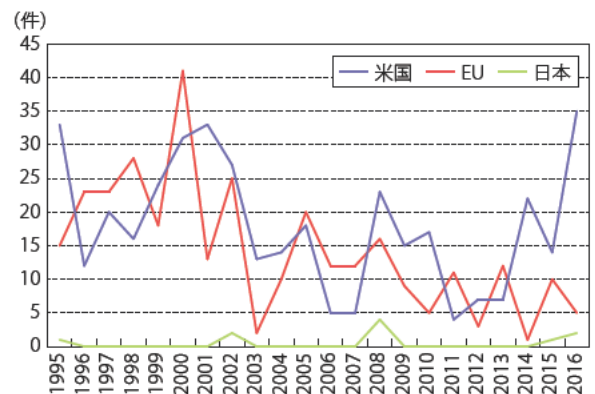
そのAD措置のEUにおける枠組を定めるEU規則が、2017年12月に改正された¹¹²。改正前のAD規則（EU規則No.2016/1036）では、代替価格を使用しうる「非市場経済国（NME国）」として、中国等の国名を明示し、原則として、AD課税調査における代替価格の使用を義務づけていたが、改正後のAD規則では、「NME国」という用語を用いず、また、規則において特定国を明示することなく、重大な市場歪曲が認められる国・産業について、代替価格を使用で

第 I-2-2-48 図 EU の財貿易収支



備考：EU28か国。中国は香港を含む。
資料：Eurostat から作成。

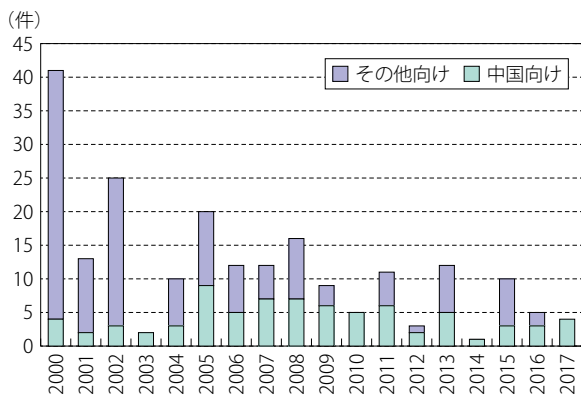
第 I-2-2-49 図 主要国のAD措置発動件数推移



備考：発動件数。2016年まで。
資料：WTO統計から作成。

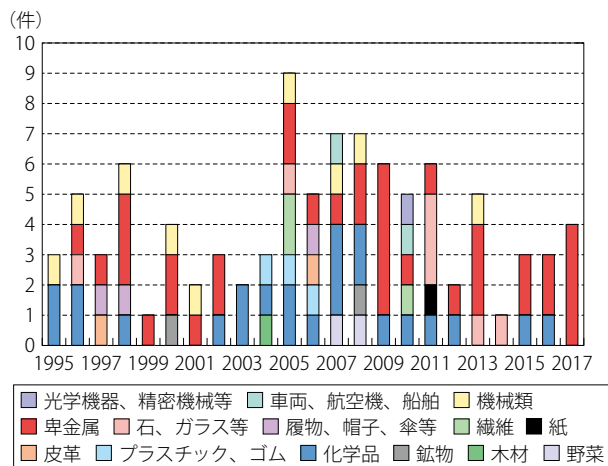
112 2017年12月20日、改正AD規則が発効した。

第 I-2-2-50 図 EU による AD 措置発動件数推移



備考：発動件数。2017 年は上半期分（その他向けはなし。）
資料：WTO 統計から作成。

第 I-2-2-51 図 EU による対中国 AD 措置発動件数推移（品目別）



備考：2017 年は上半期分のみ。
資料：WTO 統計から作成。

きる、という規定ぶりとなっている¹¹³。

同改正は、2016 年 12 月の中国加入議定書の一部文言失効に伴い、WTO 協定上中国に対する代替価格使用が許容されなくなる可能性と、それによって、中国に対する反ダンピング措置の発動可能性が低下するのではないかという、欧州産業界を中心とする警戒感の高まりを背景にしている。

EU の AD 規則については、中国に対する代替価格使用が WTO 協定に整合的か否かが WTO パネル手続で争われているが、EU は、今回の改正理由について、「WTO の法的枠組における EU の国際的義務を完全に遵守しつつ、欧州として、現在の国際通商環境（特に、あまりに頻繁に過剰供給の原因となっている、国家介入による市場歪曲）に対応できる貿易救済措置

を確保するため」¹¹⁴、と説明している。

自由貿易を支持しつつも市場歪曲的な措置に対峙するという EU の姿勢は明確である。以下は、同改正規則のプレスリリースに掲載されたユンカー欧州委員会委員長のコメントである。

「欧州は自由で公正な貿易を表象する (stand for) が、単純な (naïve) 自由貿易主義者ではない。だから、我々は、多国間でルールに基づく貿易システムを支持する (uphold) 一方で、我々の企業が公平な環境で活動することを規則によって確保する必要がある。」「これは特定の国に関するものではなく、雇用の破壊に導く不公正な競争やダンピングに対抗する手段を確保するものである。」

新興国の技術進歩は著しく、欧州企業は多かれ少なかれグローバル競争に直面しているが、一部の新興国に関しては、政府による介入が市場歪曲を引き起こしており、欧州域内の企業が不公正な立場で競争を強いられているとの問題意識が高まっている。また、欧州債務危機を契機とした雇用の悪化や、近年の所得格差に対する意識の高まりを背景に、近年の EU の産業政策は産業と雇用の重視を強調する傾向にあるが、その中で、EU は、ルールに則った、自由で公正な貿易を確保する方策を模索している。

(3) 外国に対する対内直接投資管理規制の強化

① EU

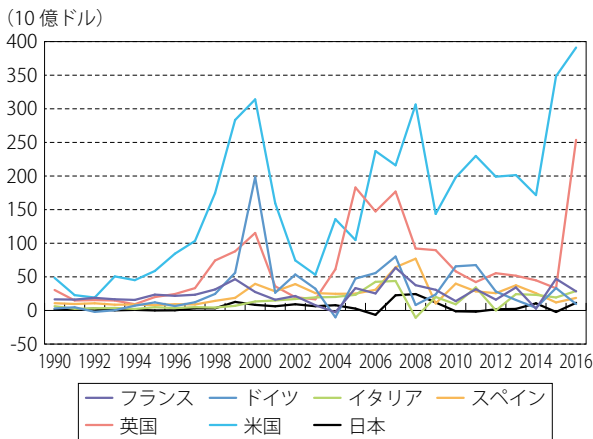
域内の非関税障壁を撤廃した EU 単一市場が完成した 1993 年以降、世界的なグローバル化の動きも背景として、EU では、域内に加えて域外国からの対内直接投資が増加した（第 I-2-2-52 図、第 I-2-2-53 図、第 I-2-2-54 図）。EU は自由貿易を重視するとともに、対内直接投資に対してもオープンな姿勢が基本であり、多くの国が外国からの投資の呼び込みに積極的であるが、域内の重要な技術やインフラに対する域外国からの投資拡大を背景として、2017 年 9 月、欧州委員会は、域内向けの外国直接投資について加盟国間の情報交換や意見提出等をする枠組を設立するための規則を提案した¹¹⁵。

新しい枠組規則提案は、投資管理の最終的な権限は加盟国に属するとしつつも、安全保障と公的秩序の観点から、加盟国がとるべき審査基準として、(1) エネ

¹¹³ なお、規則改正後の 2018 年 3 月にも、第三国の価格を正常価格として、中国の鉄鋼分野において実行中の反ダンピング関税措置の継続が決定されている。

¹¹⁴ 経済産業省 (2018)。

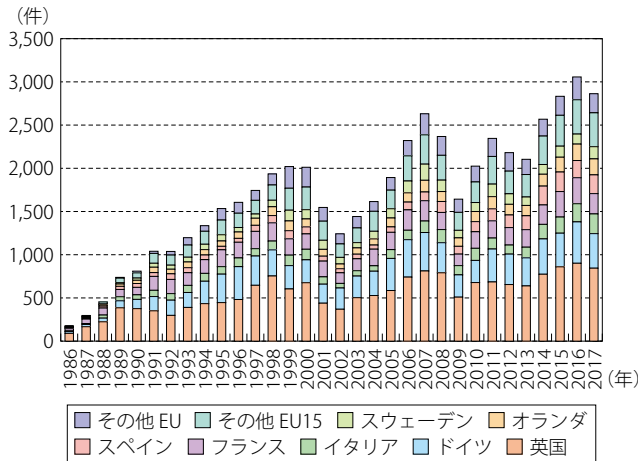
第 I-2-2-52 図 主要国の対内直接投資推移



備考：対内直接投資取引額。2016年まで。
資料：UNCTAD 統計から作成。

第 I-2-2-53 図

EU に対する域外からの M&A 件数 (被買収国別)



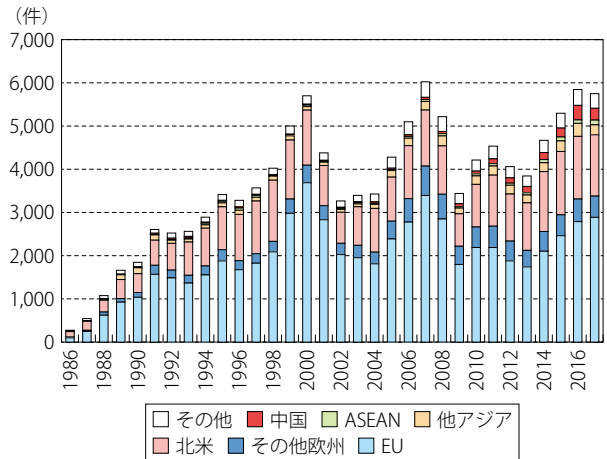
備考：買収側最終親企業の国籍が EU28 か国以外。EU15 は 1995 年当時の EU 加盟国。公表分のみ。公表年に計上。2017 年まで。
資料：Thomson One から作成。

ルギー、通信、金融等の重要なインフラへの影響の可能性、(2) 重要な技術に影響する可能性、(3) 重要な要素の供給確保に影響する可能性、(4) センシティブな情報管理へのアクセシビリティに影響する可能性、(5) 投資が第三国の政府の影響を受けていることなどを列挙している。

投資先である加盟国は、上記のような審査基準によって外国による直接投資を審査する。投資先加盟国

第 I-2-2-54 図

EU 各国に対する外国からの M&A 件数 (買収側地域別)



備考：買収側最終親企業の国籍による。EU28 か国に対する M&A。公表分のみ。公表年に計上。中国は香港を含む。その他欧州はロシアを含む。2017 年まで。
資料：Thomson One から作成。

は、審査の情報について欧州委員会と他の加盟国に情報提供し、その後、欧州委員会や他の加盟国から発出された意見やコメントを考慮して、投資受入れの最終判断を行う。

また、EU の利益に関わるような投資については、欧州委員会が主導して投資先国に対して意見を表明することができ、この場合、投資先加盟国は、最大限、欧州委員会の意見を尊重することが求められている。

なお、加盟国における具体的な審査方法については、透明性や、EU 域外の国々をその中で差別しない、といった基本的な要素の確保が求められるものの、加盟

第 I-2-2-55 表

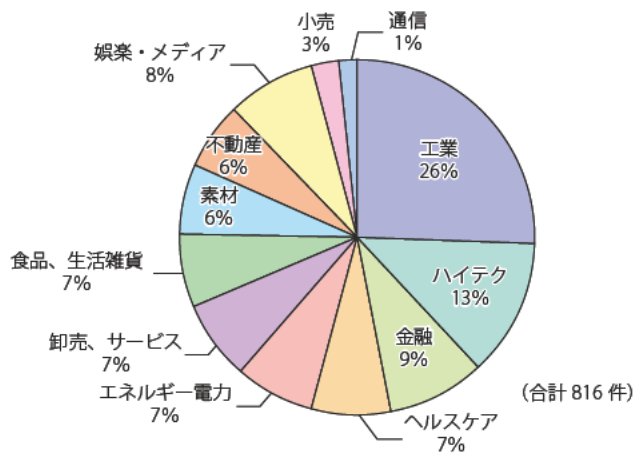
欧州委員会「投資スクリーニング」提案

域外からの投資に対するスクリーニングを実施する加盟国は、他の加盟国に情報提供を行う。情報提供を受けた加盟国は、25 営業日の間、意見を述べられる。
安全保障または公共の秩序の維持の観点からスクリーニングが行われる場合、欧州委への情報提供を行い、欧州委が 25 営業日の間、意見を述べられる。
共同体の利益に関するプロジェクト・プログラムに影響を与え得る投資に対する、欧州委によるスクリーニングの実施。

備考：2017 年 9 月欧州委員会による提案。
資料：JETRO 資料より引用。

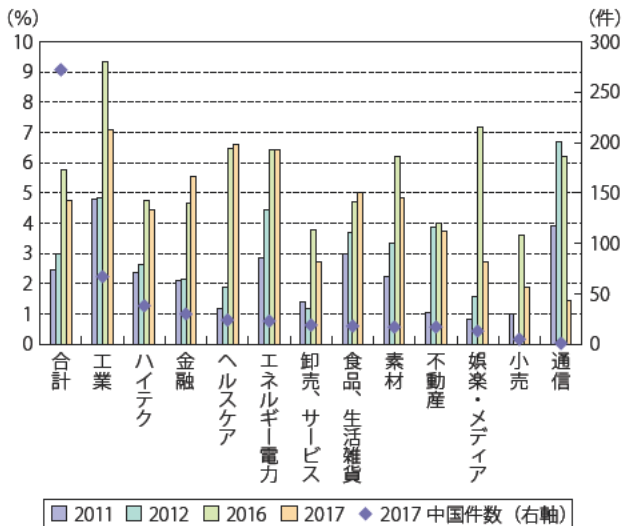
115 2017 年 5 月、欧州委員会は報告文書「Harnessing globalization」において、「外国投資に対するオープンな姿勢は EU の基本であり、また成長の主な源泉である。しかし、最近、外国投資家、特に国有企業が戦略的意図をもって欧州の重要技術企業に対する買収を行うことを懸念する声がある。また、投資元である国において EU 企業が同等の投資の権利を行使できていない。これらの懸念について分析し対応する必要がある」と表明 (European Commission (2017b))。2017 年 6 月、欧州理事会が、戦略的セクターに対する外国による投資について分析することを合意。2017 年 7 月、欧州議会は、欧州委員会に対し、EU で禁じられているやり方で政府支援を得ている外国の国有企業の役割に注意を払うことを求めた。また、欧州員会と加盟国に対し、欧州が FDI に依存していることを認識した上で、戦略的産業等に対する第三国による直接投資を審査することを求めた。2017 年 9 月、欧州委員長は一般教書演説において、「EU は、オープンであるが相互主義であり、また、ナイーブな自由貿易主義者ではなく自らの戦略的利益を守る必要があり、そのために、対内投資のスクリーニングを提案する。」と表明 (European Commission (2017c))。

第 I-2-2-56 図
中国による M&A のセクター別割合 (対 EU 加盟国)



備考：買収企業の最終親企業が中国または香港である M&A (対 EU 加盟国)。2015 から 2017 年に M&A の完了が公表された件数ベース。
資料：Thomson One から作成。

第 I-2-2-57 図
EU 向け域外国企業による M&A に占める中国割合



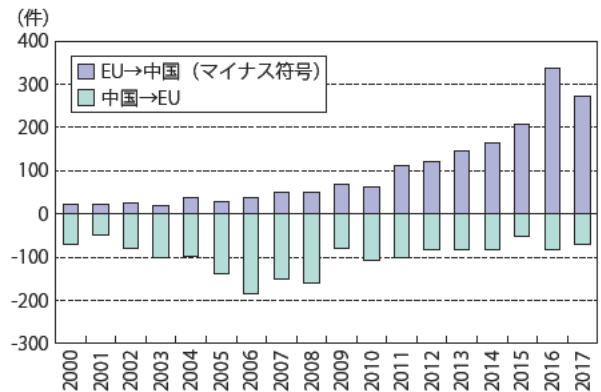
備考：買収企業の最終親企業が中国または香港である M&A。件数ベース (公表分のみ)。全世界からの EU 加盟国向けクロスボーダー M&A に対する割合。
資料：Thomson One から作成。

国間で異なる投資管理制度を維持することを認めている。また投資受入れの最終判断も加盟国が行うこととされており、各国の審査権限を前提とした枠組みである。

② ドイツの対内投資規制の強化

ドイツは外国直接投資の呼び込みに積極的であり、外国資本が堅調に流入している。中でも中国による投資は、世界経済危機以降拡大した (第 I-2-2-59 図)¹¹⁶。

第 I-2-2-58 図 EU 加盟国と中国の M&A



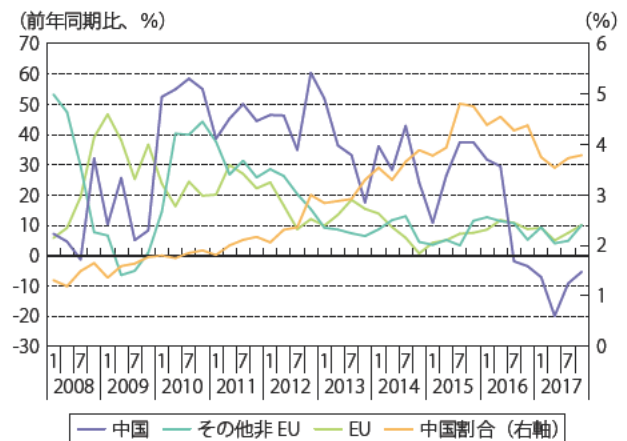
備考：所在地は買収側の最終親企業の属性で区分。中国は香港を含む。公表分のみ (2018 年 3 月 27 日時点)。
資料：Thomson Reuters Eikon から作成。

ドイツは、従来、対外経済法施行規則 (AWV) によって、EU 域外の居住者によるドイツ企業の買収¹¹⁷を審査する制度を有しているが、2016 年に同国の産業用ロボット企業が中国企業に買収された案件等を背景に、投資審査を強化するための規則改正案が 2017 年 7 月に閣議承認された¹¹⁸。

主な改正点は以下のとおりである。

- ① 安全保障関連届出業種の拡大 (安全保障の観点から、武器の専用製造装置及びその部分品を事前届出対象業種に追加)。
- ② 公共の秩序維持関連業種の明確化 (事後審査対

第 I-2-2-59 図
ドイツの対内 FDI (四半期ベース、再投資除く)



備考：2005 年以降のフロー積み上げ額に関する、買収側地域・国別の伸び率。また、中国による対内 FDI 金額 (再投資除く) が非 EU 国による対内 FDI 金額に占める割合。四半期ベース。ユーロベース。
資料：ドイツ連邦銀行から作成。

116 2016 年半ば以降は、前年比で大きく減少している。中国政府の資本流出の抑制を目的とする海外直接投資の審査厳格化が、背景の一つとして考えられる。

117 ドイツ企業の議決権の 25% 以上を超える資本を直接・間接に取得。

118 2017 年 7 月 18 日発効。

象については従前より全業種であったが、今般の改正によって、輸送・交通、通信等の重要技術及び重要インフラを明記)。

- ③ 審査期間の延長。
- ④ 規制回避のための迂回投資への対応強化（従前審査対象外だったEU域内企業等について規制回避のための偽装の兆候が見られる場合は審査対象化）。
- ⑤ 審査に関する情報提供義務の対象者の拡大（審査に資する情報提供対象者について、外国投資家

に加えて投資される独企業も追加）。

同改正について、同国の経済・エネルギー相は、ドイツ企業が「ドイツほどオープンでない市場を持つ国」との競争を強いられている中で、重要なインフラ産業に従事する企業に対し、買収圧力へのより良い保護と平等な競争環境を提供できる、との見解を示している¹¹⁹。一方で、国内からは、投資先としてのドイツの魅力の低下を懸念する声もある¹²⁰。

119 ドイツ連邦政府経済エネルギー省「2017年7月12日プレスリリース」、(<https://www.bmwi.de/Redaktion/EN/Pressemitteilungen/2017/20170712-zypries-besserer-schutz-bei-firmenuebernahmen.html>)。

120 *Financial Times*, 13 Jul. 2017, (<https://www.ft.com/content/5087c106-66fc-11e7-9a66-93fb352ba1fe>)。